

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和四年度答申第四号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（被爆者支援課）

諮問日：令和3年11月5日

（令和3年度諮問第7号）

答申日：令和5年2月16日

（令和4年度答申第4号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和3年2月16日付けで審査請求人（以下「審査請求人」という。）から提起のあった、広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、被爆者健康手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔被爆者支援課〕）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和3年7月8日付け2審理第187号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和3年11月5日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書3に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書5(2)に記載の内容と同趣旨である。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 審査請求人は、令和2年5月29日、処分庁に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により、被爆者健康手帳の交付の申請（以下「本件申請」という。）を行った。審査

請求人が処分庁に提出した被爆者健康手帳申請書（以下「本件申請書」という。）等によると、審査請求人は、昭和20年8月10日にA町へ入市（審査会注：広島市に原子爆弾が投下された後、昭和20年8月20日までに、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「政令」という。）別表第2第1号に定める区域に在った（立ち入った）ことをいう。以下同じ。）し、また、昭和20年8月8日及び9日の2日間、当時の広島県B町にあったC学校において、審査請求人の母（以下「審査請求人母」という。）と共に被爆者の救護活動に従事したとして、本件申請を行ったものである。

(2) したがって、本件では、審査請求人が、法第1条第2号又は第3号のいずれかに該当する被爆事実があると認められるか否かによって、「被爆者」に該当するかどうか、すなわち被爆者健康手帳の交付の可否が判断されることとなる。

(3) 被爆事実の確認について、令和3年5月18日付けで処分庁から提出された「質問に対する回答について」7によると、処分庁においては、「申請内容が法律要件に合致することが確からしいということは何らかの資料により確認する必要がある」として、「手帳の交付に該当する被爆の事実を客観的に確認できるかどうかの判断を行って」いるとしているところ、一般に、申請者が法第1条各号のいずれかに該当するか否かの判断においては、申請者の申請内容が、法第1条各号に定める被爆者健康手帳の交付要件に該当し、かつ、申請者の申請内容が確からしいということ、何らかの資料によって客観的に確認することは、被爆者健康手帳交付事務の適正な運用のために必要な対応であると認められる。

(4) まず、審査請求人が、法第1条第2号に該当する被爆事実があると認められるか否か、すなわち、原子爆弾が投下された後、審査請求人が入市したことが何らかの資料により客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア 本件申請書及び処分庁が令和2年6月18日に審査請求人の面接聴取を実施した際の審査請求人の面接聴取票（以下「本件面接聴取票」という。）によると、審査請求人は、昭和20年8月10日、自宅のあったA町の様子を見るため、審査請求人母及び甲さん（審査会注：本件申請時の審査請求人からの申述からは、正確な氏名は不明。以下「知人甲」という。）と共に徒歩で入市した旨申し立てている。

イ 審査請求人は、審査請求人母と共にA町に入市したとしているが、審査請求人母は、被爆者健康手帳を取得しないまま亡くなっていることから、審査請求人母の関係資料からは、審査請求人又は審査請求人母が昭和20年8月10日に入市したことが確認できなかったことが認められる。

ウ また、本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、知人甲と共に入市したとし、また、入市した際に、知人である乙（以下「知人乙」という。）及び知人乙の父親（以下「知人乙父」という。）に会った旨申述している。

処分庁は、知人甲とみられる者及びその家族（A町で豆腐屋を営んでいた甲世

帯)並びに知人乙及びその家族の被爆状況についても調査を行ったことが認められるが、これらの関係資料からは、審査請求人又は審査請求人母が昭和20年8月10日に入市したことが客観的に確認できなかったことが認められる。

なお、前回申請時に行われた処分庁の面接聴取における知人乙の申述内容は、審査請求人又は審査請求人母が昭和20年8月10日に入市したことを裏付けるものではなかったことが認められる。

エ 処分庁は、前記イ及びウの関係資料の調査のほか、審査請求人のA町の自宅近くの店舗の関係者の被爆状況や広島原爆戦災誌、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の資料を調査しているものの、審査請求人が入市したことを裏付けるような記載はなく、これらの資料からは、審査請求人が入市したことを客観的に確認することはできないと言えない。

オ なお、審査請求人は、近所の「丙薬局のおじさん」からどこへ(行くのか)と言われた旨主張しているが、このことは、本件申請書又は本件面接聴取票に記載はなく、本件申請に当たり審査請求人が処分庁に申述した事項ではないことから、A町への入市に関して審査請求人が「丙薬局のおじさん」に声を掛けられたということは、本件申請に対する処分庁の調査の対象ではなく、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

カ 前記のとおり、審査請求人が入市したことを客観的に確認することはできないと認められるから、審査請求人について、法第1条第2号に該当するとは認められないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は、見受けられない。

(5) 審査請求人が、法第1条第3号に該当する被爆事実があると認められるか否か、すなわち、原子爆弾が投下された後において身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったことが客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア 処分庁においては、法第1条第3号に該当するとして被爆者健康手帳を交付するための審査基準として、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針」(以下「審査指針」という。)及び「被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針の運用のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を定めており、本件処分においても、これに基づき審査を行ったことが認められる。

したがって、審査請求人が、C学校において、審査指針1から3までのいずれかに該当するような状況にあったことが、何らかの資料により客観的に確認できる場合には、法第1条第3号に該当するとして、被爆者健康手帳が交付されることとなる。

イ 本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、昭和20年8月8日及び9日の2日間、審査請求人母とともに、C学校において被爆者の救護活動に従事していた旨申し立てている。

審査請求人の申し立てている状況は、ガイドラインに照らすと、審査指針1及び2に該当するものであるということではある。

ウ 審査請求人は、審査請求人母と共にC学校において救護活動に従事したとされているが、審査請求人母は被爆者健康手帳を取得しないまま亡くなっていることから、審査請求人母の関係資料からは、審査請求人又は審査請求人母がC学校において救護活動に従事したことが確認できなかったことが認められる。

エ 処分庁から提出のあった審査に関する書類によると、処分庁においては、C学校での救護活動に従事したことにより被爆者健康手帳を取得した者の被爆状況について調査したことが認められるが、これらの者に関する資料には、審査請求人又は審査請求人母に関する記述は、見当たらない。

したがって、当該資料からは、審査請求人がC学校において、審査指針1から3までのいずれかに該当すると認められるような状況にあったことが確からしいと客観的に確認できなかったことが認められる。

オ その他、処分庁において、戦災誌等の関係資料を調査したところ、C学校が被爆者の収容施設となり、地域住民による救護活動が行われていたことは確認できるものの、これらの資料には、審査請求人又は審査請求人母に関する記述は見当たらなかったことが認められる。

したがって、当該資料からは、審査請求人がC学校において、審査指針1から3までのいずれかに該当すると認められるような状況にあったことが確からしいと客観的に確認できなかったことが認められる。

カ よって、審査請求人が、C学校において、審査指針1から3までいずれかに該当する程度の状況にあったことが確からしいと客観的に確認できなかったことが認められる。

- (6) 本件面接聴取票によると、審査請求人は、知人甲の娘（以下「知人甲娘」という。）が原子爆弾投下の翌日、当時のB町にあった審査請求人世帯の疎開先を訪ねてきた旨申述している。また、審査請求人は、知人甲が、審査請求人及び審査請求人母と共に入市して数日後に、審査請求人世帯の疎開先を訪ねてきて、そのまま亡くなった旨申述している。

これらの申述からは、審査請求人が知人甲又は知人甲娘の救護を行った可能性があるものの、このことによって、審査請求人が審査指針の1から3までに定められる「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」又はこれと同程度の状況にあったとは認められない。

また、知人甲及び知人甲娘の関係資料からは、知人甲又は知人甲娘が審査請求人の疎開先に滞在していたことが確認できなかったことが認められる。

よって、原子爆弾投下後に、知人甲又は知人甲娘が審査請求人の疎開先に滞在したことをもって、審査指針の1から3までのいずれかに該当する状況にあった

とは認められない。

- (7) 以上のとおり，審査請求人が法第1条第2号又は第3号に該当することを客観的に認定するに足りる証拠等は，見当たらない。
- (8) したがって，処分庁が，審査請求人は，法第1条第2号又は第3号に該当する者とは認められないとして行った本件処分に違法又は不当な点はなく，本件処分は，適正に行われたものと認められる。

2 結論

以上のとおりであるから，本件審査請求には，理由がない。よって，本件審査請求は，行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和3年11月5日）
- 2 第1回審議（令和4年12月5日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和5年2月16日）
答申案を検討し，一部修正後，答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は，「この法律において「被爆者」とは，次の各号のいずれかに該当する者であつて，被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。」と規定し，同条第1号は「原子爆弾が投下された際当時の広島市……の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者」と規定し，同条第2号は「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」と規定し，同条第3号は「前2号に掲げる者のほか，原子爆弾が投下された際又はその後において，身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者」と規定している。
- (2) 法第2条第1項は，「被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は，その居住地……の都道府県知事に申請しなければならない。」と規定し，同条第3項は，「都道府県知事は，前2項の規定による申請に基づいて審査し，申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは，その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。」と規定している。法第49条は，「この法律の規定（法第6条，法第51条及び法第51条の2を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは，広島市……については，「市長」又は「市」と読み替えるものとする。」と規定している。
- (3) 法第1条第2号の「政令で定める期間」については，政令第1条第2項に「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日までとし……」と規定し，法第1条第2号の「政令で定める区域」については，政令第1条第3項に「原子爆弾

が投下された当時の別表第2に掲げる区域とする。」と規定している。

(4) 処分庁においては、法第1条第3号に係る審査基準として、審査指針及びガイドラインを定めている。

ア 審査指針は、「次の1から3までのいずれかに該当する者は、法第1条第3号に該当すると認めることとする。また、1から3までに該当しない被爆状況については、1から3までに相当する被爆事実が認められるかについて個別に審査を行うこととする。なお、これらの判断は、別に定める「被爆者援護法第1条第3号に係る審査指針の運用のガイドライン」によることとする。」と定めている。

「1から3まで」については、「原子爆弾が投下されたその後」、「1 政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第2に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者が多く集合していた環境に相応の時間とどまったと認められる者」、「2 被爆して負傷した者が収容されている環境にいたが、1に該当しない者については、政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第2に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者との接触により、1に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者」、「3 被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆して負傷した者と接触があった者については、政令第1条第2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の政令別表第2に掲げる区域以外の区域において、1に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者」と定めている。

イ ガイドラインの1から3までは、次のように定めている。

審査指針1の「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」については、「(1) 15名以上の被爆して負傷した者が収容されている収容施設等」、「(2) 5名以上の被爆して負傷した者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部屋等として独立している空間に限る。）」の環境（屋外を除く。）を、該当するものとしている。

審査指針の1の「相応の時間とどまった」については、「(1) 2日以上収容施設等にいたことが確認できる場合」、「(2) 1日であっても午前及び午後に収容施設等にいたことが確認できる場合」を、該当するものとしている。

審査指針の2及び3における「1に該当する者と同程度以上の被爆状況」については、「被爆して負傷した者と1日当たり5名以上の接触が認められる場合」を、該当するものとしている。

(5) 被爆者健康手帳の交付の事務について、厚生省（現厚生労働省）が「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の施行について」（昭和32年5月14日衛発387号厚生省公衆衛生局長通達。以下「32年局長通達」という。）及び「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和51年3月18日衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知。以

下「51年課長通知」という。)を發出している。

32年局長通達の記の1では、被爆者健康手帳の交付申請に当たっての添付書類について、被爆者健康手帳の交付の対象となる被爆者の要件に「該当することを認めることが確認できる書類としては、おおむね次によること」として、「(一)当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書 (二)前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類 (三)前二号のものがない場合は、市町村長等の証明書 (四)前三号のものがない場合は、第三者(三親等以内の親族を除く。)二人以上の証明書 (五)前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」を掲げている。

また、51年課長通知は、「……添付される証明書等の書類は、認定の判断材料であって、認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行われるべきものである……」とし、記の1は、「審査は、単なる書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努められたいこと。事情聴取に当たっては、申請者の家族に対する手帳交付の有無、その時点において初めて手帳の交付申請を行う理由等についても、把握しておかれたいこと。」としている。

なお、32年局長通達及び51年課長通知は、法の施行により廃止された原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)に関して發出された通知であるところ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」(平成7年5月15日発健医第158号厚生事務次官通知)の第九の二において、「新法(審査会注：法を指す。)の施行に当たっては、別途通知するものを除き、原爆医療法(審査会注：原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を指す。)及び原爆特別措置法の施行に関してこれまで發出した通知によられたいこと。」としている。

- (6) 被爆者健康手帳の交付に関する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務としている。

処分庁においては、第一号法定受託事務である被爆者健康手帳交付申請に対する審査に当たり、32年局長通達及び51年課長通知を、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言に相当するものとして参照し、事務を行っている。

- (7) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

- (1) 本件では、審査請求人が、法第1条第2号又は第3号のいずれかに該当する被爆事実があると認められるか否かによって、「被爆者」に該当するかどうか、すなわち被爆者健康手帳の交付の可否が判断されることとなる。

審査請求人が法第1条第2号に規定する「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に……政令で定める区域内に在った者」に該当すると認められ

るか否か、すなわち、原子爆弾が投下された後、入市したと認められる者であるか否か又は審査請求人が法第1条第3号に規定する「原子爆弾が投下された後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当すると認められるか否か、具体的には、審査指針1から3までのいずれかに該当すること、すなわち、被爆事実が確認できるか否かが争点となっている。

(2) 処分庁においては、「申請内容が法律要件に合致することが確からしいということ」を何らかの資料により確認する必要がある」として、「手帳の交付に該当する被爆の事実を客観的に確認できるかどうかの判断を行って」いるとしているところ、一般に、申請者が法第1条各号のいずれかに該当するか否かの判断においては、申請者の申請内容が、法第1条各号に定める被爆者健康手帳の交付要件に該当し、かつ、申請者の申請内容が確からしいということ、を、何らかの資料によって客観的に確認することは、被爆者健康手帳交付事務の適正な運用のために必要な対応であると認められる。

(3) 審査請求人は、昭和20年8月10日にA町へ入市し、また、知人甲娘は、原子爆弾投下の翌日にBの自宅を訪ねてきた旨主張する。

(4) まず、審査請求人が、法第1条第2号に該当する被爆事実があると認められるか否か、すなわち、本件審査請求において、原子爆弾が投下された後、審査請求人が入市したことが何らかの資料により客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア 本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、昭和20年8月10日、自宅のあったA町の様子を見るため、審査請求人母及び知人甲と共に徒歩で入市した旨申し立てしているところ、審査請求人母は、被爆者健康手帳を取得しないまま亡くなっており、その他審査請求人母の関係資料からは、審査請求人主張の事実が確認できなかったことが認められる。

イ また、本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、知人甲と共に入市したとし、また、入市した際に、知人乙及び知人乙父に会った旨申述している。

この点について、処分庁は、知人甲とみられる者及びその家族（A町で豆腐屋を営んでいた甲世帯）並びに知人乙及びその家族の被爆状況についても調査を行ったものの、審査請求人又は審査請求人母が昭和20年8月10日に入市したことが客観的に確認できなかったことが認められる。

なお、前回申請時に行われた処分庁の面接聴取における知人乙の申述内容は、審査請求人又は審査請求人母が昭和20年8月10日に入市したことを裏付けるものではなかったことも認められる。

ウ さらに処分庁は、関係資料の調査のほか、審査請求人のA町の自宅近くの店舗の関係者の被爆状況や広島原爆戦災誌、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の資

料を調査しているところ、審査請求人が入市したことを裏付けるような記載はなく、これらの資料からは、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができるとは言えない。

エ なお、審査請求人は、近所の「丙薬局のおじさん」からどこへ（行くのか）と言われた旨主張しているが、このことは、本件申請書又は本件面接聴取票に記載はなく、本件申請に当たり審査請求人が処分庁に申述した事項ではないことから、A町への入市に関して審査請求人が「丙薬局のおじさん」に声を掛けられたということは、本件申請に対する処分庁の調査の対象ではなく、この点に係る審査請求人の主張は、失当である。

オ 前記のとおり、審査請求人が入市したことを客観的に確認することができるとは言えないと認められるから、審査請求人について、法第1条第2号に該当するとは認められないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は、見受けられない。

(5) 審査請求人が、法第1条第3号に該当する被爆事実があると認められるか否か、すなわち、本件原子爆弾が投下された後において身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったことが何らかの資料により客観的に確認できるかどうかについては、次のとおりである。

ア 処分庁においては、法第1条第3号に該当するとして被爆者健康手帳を交付するための審査基準として、審査指針及びガイドラインを定めており、本件処分においても、これに基づき審査を行ったことが認められる。

したがって、審査請求人が、C学校において、審査指針1から3までのいずれかに該当するような状況にあったことが、何らかの資料により客観的に確認できる場合には、法第1条第3号に該当するとして、被爆者健康手帳が交付されることとなる。

イ 本件申請書及び本件面接聴取票によると、審査請求人は、昭和20年8月8日及び9日の2日間、審査請求人母とともに、C学校において被爆者の救護活動に従事していた旨申し立てている。

審査請求人の申し立てている状況は、ガイドラインに照らすと、審査指針1及び2に該当するものであるということ是可以する。

ウ 審査請求人は、審査請求人母と共にC学校において救護活動に従事したとされているが、審査請求人母は被爆者健康手帳を取得しないまま亡くなっており、その他審査請求人母の関係資料からは、審査請求人又は審査請求人母がC学校において救護活動に従事したことが確認できなかったことが認められる。

エ 処分庁から提出のあった審査に関する書類によると、処分庁においては、C学校での救護活動に従事したことにより被爆者健康手帳を取得した者の被爆状況について調査したことが認められるが、これらの者に関する資料には、審査請求人又は審査請求人母に関する記述は、見当たらない。

したがって、当該資料からは、審査請求人がC学校において、審査指針1から3までのいずれかに該当すると認められるような状況にあったことが確からしいと客観的に確認できなかったことが認められる。

オ その他、処分庁において、戦災誌等の関係資料を調査したところ、C学校が被爆者の収容施設となり、地域住民による救護活動が行われていたことは確認できるものの、これらの資料には、審査請求人又は審査請求人母に関する記述は見当たらなかったことが認められる。

したがって、当該資料からは、審査請求人がC学校において、審査指針1から3までのいずれかに該当すると認められるような状況にあったことが確からしいと客観的に確認できなかったことが認められる。

カ よって、審査請求人が、C学校において、審査指針1から3までいずれかに該当する程度の状況にあったことが確からしいと客観的に確認できなかったことが認められる。

- (6) 本件面接聴取票によると、審査請求人は、知人甲娘が原子爆弾投下の翌日、当時のB町にあった審査請求人世帯の疎開先を訪ねてきた旨申述している。また、審査請求人は、知人甲が、審査請求人及び審査請求人母と共に入市して数日後に、審査請求人世帯の疎開先を訪ねてきて、そのまま亡くなった旨申述している。

これらの申述からは、審査請求人が知人甲又は知人甲娘の救護を行った可能性があるものの、このことによつて、審査請求人が審査指針の1から3までに定められる「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」又はこれと同程度の状況にあったとは認められない。

また、知人甲及び知人甲娘の関係資料からは、知人甲又は知人甲娘が審査請求人の疎開先に滞在していたことが確認できなかったことが認められる。

よつて、原子爆弾投下後に、知人甲又は知人甲娘が審査請求人の疎開先に滞在したことをもつて、審査指針の1から3までのいずれかに該当する状況にあったとは認められない。

- (7) 以上のとおり、審査請求人が法第1条第2号又は第3号に該当することを客観的に認定するに足りる証拠等は、見当たらない。

したがって、処分庁が、審査請求人は、法第1条第2号又は第3号に該当する者とは認められないとして行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よつて第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。